

令和 7 年度高松市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成する。

2 適用範囲

本調達方針は、本市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

共同受注窓口	複数の障害者就労施設による共同受注及び発注情報の収集や提供等を行うために設置したワンストップ窓口
就労継続支援 A 型・B 型作業所	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定する、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定する、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
生活介護事業所	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 7 項に規定する、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として、同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
特例子会社	障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けた会社
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として、多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達の対象品目例

(1) 物品の例

- ア 事務用品・書籍（筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など）
- イ 食品類（パン類・クッキー・菓子・弁当・野菜 など）
- ウ 小物雑貨（石鹸・手芸品・陶芸品・タオル・アクセサリー など）
- エ その他（段ボール・水道メーター など）

(2) 役務の例

- ア 印刷（ポスター・チラシ・名刺・封筒・年賀状などの印刷）
- イ クリーニング（クリーニング・リネンサプライ）
- ウ 清掃・施設管理（公園などの清掃・除草作業 など）
- エ 情報処理（データ入力・集計 など）
- オ 飲食店などの運営（売店・喫茶店・うどん移動販売 など）
- カ その他（仕分け・発送・袋詰め・包装・解体・資源分別 など）

5 調達の目標

調達目標は次のとおりとする。

令和7年度目標額：20,000千円

6 調達の推進方法

- (1) この調達方針の担当課は障がい福祉課とし、障害者就労支援施設等が提供可能な物品や役務等について収集した情報を、各課の優先調達推進員（物品取扱主任）に提供し、全庁的に積極的な推進に努める。
- (2) 各部署は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回る発注となるよう、発注可能なものについて積極的に発注する。
- (3) 各部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令、高松市契約規則など関係規程に従い、随意契約を活用しながら、障害者就労施設等からの調達を行う。
- (4) 障がい福祉課は、障害者就労施設等に対して、適切な情報発信を始め、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた取組を促す。
- (5) 障害者就労施設等からの調達の推進に当たっては、地元中小企業、シルバー人材センターなどに十分配慮するよう努める。

7 調達実績の公表

調達実績については、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。